○経済産業省告示第二百三十六号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第十七号、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二十四号、特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第十三条並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第五十三条第二号ヰ及び第五十四条第二号チ(6)の規定に基づき、高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和五十六年通商産業省告示第五百十五号）の一部を改正する告示（平成二十三年経済産業省告示第二百十七号）を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十日

経済産業大臣　枝野　幸男

第三条の改正規定中「前項第一項」を「前項第一号」に改める。

第十七条の改正規定の次に次の附則を加える。

附　則

この告示の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの告示の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千三百二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の支所の名称、所在地及び検査事務を開始する日並びに軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十日

国土交通大臣　前田　武志

軽自動車検査協会事務所の支所の名称及び所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会東京主管事務所練馬支所	東京都板橋区新河岸一丁目一二番二十四号	平成二十四年二月二十日

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会熊本事務所	熊本県熊本市東本町十六番三号	平成二十四年二月十三日

○国土交通省告示第千三百三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

茨城県　潮来市

神奈川県　座間市、秦野市

静岡県　静岡市、沼津市

愛知県　名古屋市

三重県　亀山市

大阪府　吹田市

四、調査期間

平成二十三年及び平成二十四年

（ただし、静岡県静岡市については、平成二十二年～平成二十四年）

○国土交通省告示第千三百四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十四条の二第三項の規定に基づき、宅地建物取引業保証協会から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　変更前の指定法人の名称　社団法人不動産保証協会

二　変更後の指定法人の名称　公益社団法人不動産保証協会

三　変更年月日　平成二十三年十二月一日

○東北地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
北上市鬼柳町卯の木二五〇番二から同市鬼柳町笊渕一九番一まで	前	二八・六〇～八二・三〇メートル	二〇・二〇〇キロメートル	
	後	二五・二〇～三四・六〇	〇・二〇〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
北上市鬼柳町都鳥二三二番一から同市下鬼柳四地割八七番二二まで	前	二一・八〇～一一六・〇〇メートル	〇・二八〇キロメートル	
	後	二一・八〇～一〇七・三〇	〇・二八〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
かすみがうら市市川字宅地後二番二から石岡市八軒台一八九一番一まで	前	一二・五〇～六六・五〇メートル	四・六〇二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二七・五〇～二四七・四〇	六・一六三	
	後	一二・五〇～六六・五〇	四・六〇二	
	A	〇・〇〇～二四七・四〇	六・一六八	
	B・C			

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所